

福岡県公報

令和7年12月23日
第六百五十七号

増刊 ②

目次

規則（第五十一号・第五十二号）

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（人事課）……………一
（情報政策課）……………六

企業局
○福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規則

（企業局管理課）……………八

規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第五十一号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則

（昭和三十二年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

付則第三十項第三号中「付則第二十八項」を「付則第二十九項」に改め、同項を付則

第三十一項とし、付則第二十九項を付則第三十項とし、付則第二十八項中「付則第三十項第二号」を「付則第三十一項第二号」に改め、同項を付則第二十九項とし、付則第二

十二項から付則第二十七項までを一項ずつ繰り下げ、付則第二十一項の次に次の一項を加える。

22 教育委員会（県立の教育機関を含む。）の事務部局に勤務する単純な労務に雇用される一般職に属する職員のうち、公用車を運転する業務に専ら従事する自動車運転士の初任給の基準については、道路河川技術員の例による。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

労務職給料表

職員 の区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	179,000	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	180,200	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	181,300	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	182,400	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	183,700	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	184,900	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	186,100	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	187,300	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	188,300	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	189,500	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	190,800	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	192,000	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	193,100	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	194,300	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	195,600	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	196,900	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	198,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	199,900	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	201,600	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	203,300	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	205,000	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	206,700	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	208,300	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	209,900	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	211,500	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	213,000	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	214,500	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	215,900	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	217,300	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	218,800	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	220,300	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	221,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	223,200	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	224,600	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	226,000	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	227,400	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	228,800	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	229,800	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	230,900	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	232,000	260,500	286,800	309,800	358,800
	41	233,000	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	233,800	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	234,700	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	235,500	262,100	288,500	311,900	362,300

45	236,400	262,400	289,000	312,400	363,100	
46	237,200	262,800	289,500	312,900	363,900	
47	238,000	263,200	290,000	313,500	364,700	
48	238,800	263,500	290,300	314,100	365,400	
49	239,600	263,900	290,700	314,700	366,100	
50	240,100	264,300	291,100	315,400	366,900	
51	240,600	264,600	291,500	316,100	367,700	
52	241,100	264,900	292,000	316,800	368,300	
53	241,700	265,300	292,300	317,400	369,000	
54	242,200	265,600	292,700	318,100	369,600	
55	242,700	265,900	293,200	318,700	370,300	
56	243,200	266,300	293,700	319,300	371,000	
57	243,700	266,600	294,100	319,900	371,600	
58	244,000	266,900	294,700	320,600	372,100	
59	244,300	267,200	295,200	321,300	372,600	
60	244,700	267,500	295,800	321,900	373,100	
61	245,100	267,800	296,400	322,400	373,500	
62	245,500	268,100	296,900	322,900	374,100	
63	245,900	268,400	297,500	323,500	374,600	
64	246,300	268,700	298,000	324,100	375,200	
65	246,600	268,900	298,500	324,700	375,700	
66	246,900	269,200	299,000	325,100	376,300	
67	247,200	269,500	299,500	325,500	376,800	
68	247,500	269,700	300,000	326,000	377,300	
69	247,700	269,900	300,400	326,300	377,800	
70	248,000	270,200	300,800	326,800	378,300	
71	248,300	270,500	301,200	327,300	378,900	
72	248,600	270,700	301,600	327,700	379,400	
73	248,800	270,900	302,000	327,900	379,900	
74	249,100	271,200	302,300	328,200	380,500	
75	249,400	271,500	302,700	328,400	381,000	
76	249,600	271,700	303,100	328,700	381,500	
77	249,800	271,900	303,500	329,000	382,000	
78	250,100	272,200	303,900	329,300	382,500	
79	250,400	272,500	304,300	329,600	383,000	
80	250,600	272,700	304,700	329,800	383,500	
81	250,800	272,900	305,000	330,000	384,000	
82	251,100	273,200	305,500	330,300	384,500	
83	251,400	273,500	305,900	330,600	385,100	
84	251,600	273,700	306,400	330,800	385,600	
85	251,800	273,900	306,700	331,000	386,000	
86	252,100	274,100	307,200	331,200	386,400	
87	252,400	274,400	307,700	331,500	386,800	
88	252,600	274,700	308,000	331,800	387,200	
89	252,800	274,900	308,400	332,000	387,500	
90	253,100	275,100	308,900	332,300	387,800	
91	253,400	275,400	309,400	332,600	388,000	
92	253,600	275,600	309,900	332,800		

93	253,800	275,900	310,200	333,000		
94	254,100	276,200	310,600	333,300		
95	254,400	276,500	311,000	333,600		
96	254,600	276,700	311,500	333,800		
97	254,800	276,900	311,900	334,000		
98	255,100	277,200	312,300	334,200		
99	255,300	277,400	312,600	334,500		
100	255,600	277,700	312,900	334,800		
101	255,800	277,900	313,200	335,000		
102	256,000	278,100	313,600	335,200		
103	256,300	278,400	313,900	335,500		
104	256,600	278,700	314,300	335,800		
105	256,800	278,900	314,600	336,000		
106	257,100	279,100	315,000	336,200		
107	257,400	279,400	315,400	336,500		
108	257,600	279,600	315,600	336,800		
109	257,800	279,900	315,800	337,000		
110	258,100	280,200	316,100	337,200		
111	258,400	280,500	316,400	337,500		
112	258,600	280,700	316,600	337,800		
113	258,800	280,900	316,800	338,000		
114	259,100	281,200	317,100	338,200		
115	259,400	281,400	317,400	338,500		
116	259,600	281,600	317,600	338,800		
117	259,800	281,900	317,800	339,000		
118	260,100	282,200	318,100	339,200		
119	260,400	282,500	318,400	339,500		
120	260,600	282,700	318,600	339,800		
121	260,800	282,900	318,800	340,000		
122		283,100	319,100			
123		283,400	319,400			
124		283,700	319,600			
125		283,900	319,800			
126		284,100	320,100			
127		284,400	320,400			
128		284,700	320,600			
129		284,900	320,800			
130		285,100				
131		285,400				
132		285,700				
133		285,900				
134		286,100				
135		286,400				
136		286,700				
137		286,900				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額	
	円	円	円	円	円	円
	207,000	218,100	236,700	272,100	291,000	

備考 短時間勤務職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、この表の当該職員の属する職務の級に応じた定年前再任用短時間勤務職員の項の額又は当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に対応する額にその者について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附
則

第八条中「別表第一の七の項及び八の項」を「別表第一の二の項及び三の項」に改め
同条を第二条とする。

同条の次に次の見出し及び一条を加える。

（条例別表第一の規則で定める事務及び情報

第五条 条例別表第一の一の項の規則で定める事務は、私立学校における高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る公立学校における高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する情報とする。

第十三条中「福岡県私立高等学校等学び直し支援金」を「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）」に規定する高等学校等学び直し支援金」に改め、同条を第六条とする。

第十四条中「福岡県私立高等学校専攻科修学支援金」を「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金」に改め、同条を第七条とする。

第十五条第一号中「外国人保護実施関係情報」を「「生活に困窮する外国人に対する

福岡県規則第五十二号

福岡県知事
服部 誠太郎

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十八年福岡県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出し及び同条から第五条までを削る。

第六条中「別表第一の五の項」を「別表第一の一の項」に改め、同条を第二条として、同条の前に見出しとして「（条例別表第一の規則で定める事務）」を付する。

第七条を削る。

若しくは廃止に関する情報（以下「外国人保護実施関係情報」という。）」に改め、同条を第八条とする。

第十六条を削る。

第十七条中「別表第一の六の項」を「別表第二の五の項」に改め、同条を第九条とする。

第十八条中「別表第二の七の項」を「別表第二の六の項」に改め、同条を第十条とする。

第十九条を削る。

第二十条中「別表第二の九の項」を「別表第二の七の項」に改め、同条第一号中ハからへまでを削り、トをハとし、同条を第十一条とする。

第二十一条中「別表第二の一〇の項」を「別表第二の八の項」に改め、同条第一号中ハからへまでを削り、トをハとし、同条を第十二条とする。

第二十二条中「別表第二の一の項」を「別表第二の九の項」に改め、同条を第十三条とする。

第二十三条中「別表第一の一二の項」を「別表第二の一〇の項」に改め、同条第一号中「行政措置として生活保護法」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法」に改め、「外国人の」を削り、同号イ中「行政措置として日本国民に対する」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る」に改め、同号ハからレまでを削り、ソをハとし、同条第二号から第六号までの規定中「行政措置として」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る」に改め、「外国人の」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第十五条 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、公立学校における高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る私立学校における高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する情報とする。

第二十四条及び第二十五条を削る。

第二十六条中「別表第一の一五の項」を「別表第二の一二の項」に改め、同条を第十

六条とする。

第二十七条中「別表第二の一六の項」を「別表第二の一三の項」に、「高等学校等学び直し支援金」を「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金」に改め、同条を第十七条とする。

第二十八条中「別表第二の一七の項」を「別表第二の一四の項」に、「福岡県立高等学校専攻科修学支援金」を「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金」に改め、同条を第十八条とする。

第二十九条の前の見出しを削り、同条中「福岡県私立高等学校等学び直し支援金」を「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金」に改め、「係る」の下に「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する」を加え、同条を第十九条とし、同条の前に見出しとして「（条例別表第三の規則で定める事務及び情報）」を付する。

第三十条中「福岡県私立高等学校専攻科修学支援金」を「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金（一）に、「福岡県立高等学校専攻科修学支援金」を「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金」に改め、同条を第二十条とする。

第三十一条を第二十一条とする。

第三十二条各号中「行政措置として」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る」に改め、「外国人の」を削り、同条を第二十二条とし、第三十三条から第三十五条までを十条ずつ繰り上げる。

第三十六条中「事務は、」の下に「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する」を加え、「福岡県私立高等学校等学び直し支援金」を「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する」を改め、同条を第二十六条とする。

第三十七条中「福岡県立高等学校専攻科修学支援金」を「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金」に改め、同条を第二十七条とする。

「に、「福岡県私立高等学校専攻科修学支援金」を「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金」に改め、同条を第二十七条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 局

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

福岡県企業管理者 野田和孝

福岡県企業局管理規程第三号

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「それぞれ」を削り、第二号を次のように改める。

二 削除

第三条中「とし、企業職給料表（二）に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容については単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十七号）第二条に規定する職員（以下「単労職員」という。）の例によるもの」を削る。

第四条第一項中「とし、企業職給料表（二）の適用を受けることとなつた職員の職務の級の決定及び号給については単労職員の例によるもの」を削り、同条第二項中「及び別表第二」を削る。

第五条中「とし、企業職給料表（二）の適用を受ける職員の昇格については単労職員の例によるもの」を削る。

第五条の二、第十二条及び第十三条中「とし、企業職給料表（二）の適用を受ける職員については単労職員の例によるもの」を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第2条関係) 企業職給料表 (一)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	402,700	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	405,200	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	407,700	
	25	232,000	272,800	302,900	344,900	371,000	410,100	
	26	233,700	273,900	303,900	346,800	372,800	412,400	
	27	235,000	274,700	304,900	348,500	374,400	414,600	
	28	236,300	275,900	305,900	350,100	376,100	416,900	
	29	237,600	276,900	307,000	351,600	377,500	418,700	
	30	238,700	278,000	308,200	353,200	378,800	420,700	
	31	239,800	279,300	309,300	354,800	380,000	422,500	
	32	240,900	280,300	310,500	356,400	381,400	424,300	
	33	242,000	281,200	311,600	358,100	384,700	426,200	
	34	242,900	282,200	312,900	359,900	386,600	428,000	
	35	243,800	283,200	314,200	361,700	388,500	429,700	
	36	244,800	283,900	315,500	363,500	390,400	431,600	
	37	247,000	285,100	316,700	365,000	391,900	433,400	
	38	248,400	286,300	318,000	366,400	393,700	434,900	
	39	249,800	287,200	319,300	367,800	395,500	436,400	
	40	251,100	288,200	320,600	369,200	397,000	438,000	
	41	252,300	289,200	321,600	370,700	398,700	439,600	
	42	253,500	290,300	323,200	371,500	400,100	440,800	

	43	254,600	291,400	324,900	372,400	401,600	442,100		
	44	255,700	292,400	326,400	373,400	403,100	443,300		
	45	256,600	293,900	327,900	376,300	404,500	444,500		
	46	257,700	295,100	329,800	377,600	405,700	445,800		
	47	258,700	296,200	331,700	379,000	406,900	447,100		
	48	259,800	297,300	333,400	380,300	408,000	448,300		
	49	260,900	298,400	334,900	381,600	409,100	449,400		
	50	262,100	299,800	336,600	382,500	410,300	450,200		
	51	263,300	301,100	338,300	383,600	411,500	450,900		
	52	264,300	302,300	340,100	384,600	412,600	451,700		
	53	265,100	303,400	341,400	385,400	413,300	452,200		
	54	266,200	304,800	343,200	386,300	413,900	452,900		
	55	267,200	305,900	345,000	387,100	414,600	453,600		
	56	268,100	307,200	347,000	388,000	415,200	454,300		
	57	269,100	308,400	348,900	388,900	415,800	455,100		
	58	270,000	309,700	350,800	389,700	416,400	455,900		
	59	270,900	311,000	352,700	390,500	416,900	456,300		
	60	271,600	312,400	354,600	391,200	417,200	456,900		
	61	272,500	313,500	356,400	391,900	417,600	457,400		
	62	273,000	314,800	358,300	392,500	417,900	457,800		
	63	273,500	316,100	359,900	393,100	418,200	458,200		
	64	274,100	317,200	361,700	393,800	418,500	458,600		
	65	275,000	318,600	363,200	394,300	418,800	459,000		
	66	275,700	320,000	364,600	394,900	419,100	459,400		
	67	276,300	321,400	366,100	395,500	419,300	459,800		
	68	276,800	322,800	367,500	396,200	419,600	460,100		
	69	277,300	323,400	369,100	396,600	419,900	460,400		
	70	278,300	324,600	369,900	397,300	420,200	460,800		
	71	279,400	325,800	371,100	397,900	420,500	461,100		
	72	280,400	327,200	372,100	398,500	420,700	461,400		
	73	281,300	328,500	373,000	398,900	421,000	461,700		
	74	282,300	330,000	374,100	399,500	421,300			
	75	283,300	331,500	374,900	400,000	421,600			
	76	284,300	332,800	375,900	400,600	421,900			
	77	285,100	334,400	376,800	401,000	422,100			
	78	285,900	335,500	377,500	401,500	422,400			
	79	286,800	336,700	378,200	402,000	422,700			
	80	287,700	337,800	378,900	402,600	423,000			
	81	288,600	338,500	379,300	402,900	423,200			
	82	289,300	339,400	379,900	403,300	423,500			
	83	290,200	340,100	380,500	403,700	423,800			
	84	291,100	340,800	381,200	404,100	424,000			
	85	291,800	341,700	381,500	404,400	424,200			
	86	292,500	342,000	382,200	404,700	424,500			
	87	293,400	342,700	382,800	405,000	424,800			
	88	294,300	343,400	383,500	405,300	425,000			

89	295,000	344,200	383,800	405,500	425,200
90	295,800	344,800	384,400	405,800	425,500
91	296,700	345,500	385,000	406,100	425,800
92	297,600	346,100	385,600	406,300	426,000
93	298,800	346,700	386,000	406,500	426,200
94		347,300	386,400	406,800	426,500
95		347,700	387,100	407,100	426,800
96		348,300	387,700	407,300	427,000
97		348,600	388,100	407,500	427,200
98		349,100	388,600	407,800	
99		349,400	389,200	408,100	
100		349,900	389,700	408,300	
101		350,300	390,200	408,500	
102		350,800	390,800	408,800	
103		351,200	391,300	409,100	
104		351,700	391,600	409,300	
105		352,000	392,000	409,500	
106		352,400	392,500	409,800	
107		352,800	392,900	410,100	
108		353,200	393,300	410,300	
109		353,500	393,600	410,500	
110		353,800	394,100	410,800	
111		354,300	394,500	411,100	
112		354,700	394,900	411,300	
113		355,000	395,200	411,500	
114		355,300	395,600		
115		355,800	396,000		
116		356,200	396,400		
117		356,300	396,700		
118		356,800	397,100		
119		357,200	397,500		
120		357,500	397,800		
121		357,700	398,100		
122		358,100	398,500		
123		358,500	398,800		
124		358,900	399,100		
125		359,400	399,400		
126		359,800	399,700		
127		360,200	400,000		
128		360,600	400,300		
129		361,100	400,600		
130		361,500	400,900		
131		361,800	401,200		
132		362,100	401,500		
133		362,600	401,700		

	134			402,000				
	135			402,300				
	136			402,500				
	137			402,700				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 削除

附 則
(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。
- 2 (給与の内払)
改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
(この規程の施行に関し必要な事項)
- 3 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の適用を受ける職員の例による。